4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

概要

【訪問介護】

○ 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間 や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一 建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。 【告示改正】

単位数・算定要件等

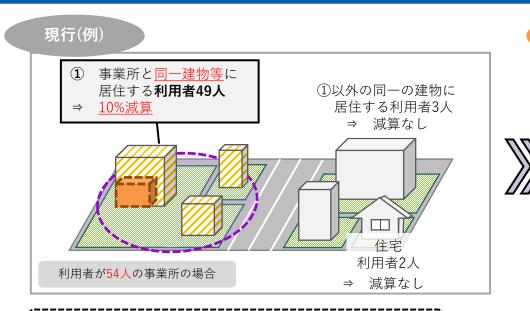
<現行>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(②に該当する場合を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)

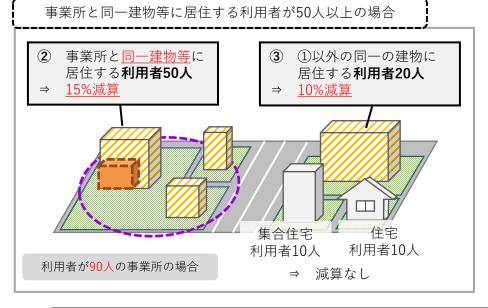
<改定後>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(② <u>及び④</u> に該当する場合を除 く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)
<u>④12%減算</u> <u>(新設)</u>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②



改定後(例) 4 事業所と同一建物等に 居住する利用者49人 ①以外の同一の建物に (49/54=9割以上であるため) 居住する利用者3人 ⇒ 12%減算 ⇒ 減算なし 住宅



減算の 内容	算定要件
10%減算	①:事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(② <u>及び④</u> に該当する場合を除く。)
15%減算	②:事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に 居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③:上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に 居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
12%減算	④:正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注:

訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの

利用者が54人の事業所の場合



減算とならないもの

利用者2人

⇒ 減算なし